

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年十一月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飯能寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>日高市大字南平沢字和田前四九 ○番地先から同市大字南平沢字和 田前四九○番地先まで</p>		区 間
七・六五〇 一九・〇一	七・六五〇 七・七一	敷地の幅員 (メートル)
一三・二八		延 長 (メートル)
道路改築事業による		備 考